

令和 7 年度霧島市水道事業会計剰余金の処分について

下記のとおり令和 7 年度霧島市水道事業会計で生じた剰余金の処分を行うため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 8 日 提出
霧島市長 中 重 真 一

記

令和 7 年度霧島市水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	18, 292, 456, 560	17, 168, 471	603, 643, 324
議会の議決による処分額	0	0	△503, 557, 153
減債積立金の積立て	0	0	△13, 000, 000
建設改良積立金の積立て	0	0	△490, 557, 153
資本金に組入れ	0	0	0
処分後残高	18, 292, 456, 560	17, 168, 471	(繰越利益剰余金) 100, 086, 171

注 この計算書における△表記は、減少を示すものである。

(提案理由)

令和 7 年度霧島市水道事業会計で生じた利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものである。